

# 令和8年度 渋谷労働基準監督署の行政運営

～働く人と職場の未来のために T O K Y O 2 0 2 6～



## 令和8年度の重点対策

渋谷労働基準監督署では、令和8年度、次の対策を重点とした行政運営に取り組んでまいります。

- 1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
- 2 中小企業等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策
- 3 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備
- 4 労災保険給付の迅速・適正な処理
- 5 最低賃金制度の適切な運営

## 管内概況

渋谷労働基準監督署管轄区域は、渋谷区、世田谷区です。

管内の適用事業場数は約5万9千、労働者数は約83万人です（令和3年経済センサスによる。）。

管内の産業は、商業、サービス業等の第3次産業の割合が高く約91.5%を占めています。

渋谷区は、渋谷駅を中心に小売業、飲食業、娯楽業、原宿駅を中心にアパレル産業が集積しており、IT関連産業、派遣業、放送関連産業も多く集まっています。

世田谷区は、東急線、小田急線、京王線の各駅周辺に小売業、飲食業、学校、理美容業、社会福祉施設などの生活関連産業が多くあります。

## 監督署の組織と主な業務

### 【方面】

- ・監督指導、司法事件捜査
- ・賃金、解雇、労働時間等の労働条件に関する申告
- ・就業規則・36協定等の届出
- ・宿日直・解雇予告除外認定等の許認可

### 【労働時間相談・支援コーナー】

- ・労働時間関係法令の周知

### 【総合労働相談コーナー】

- ・労働条件等の相談

### 【安全衛生課】

- ・労働災害防止・職業性疾病防止の指導
- ・工事計画・機械設置等の届出
- ・ボイラー・クレーン等の検査
- ・労働者死傷病報告・健康診断結果報告
- ・安全管理者選任報告等の届出

### 【労災課】

- ・労災補償給付（療養・休業・障害・遺族等）
- ・労働保険関係成立の届出
- ・労働保険料の申告・納付

### 【業務課】

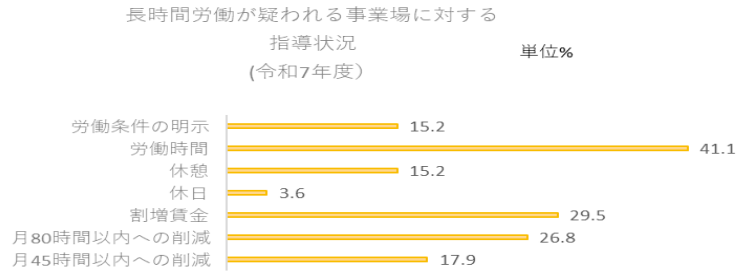
- ・庶務業務

# 令和8年度 重点対策の具体的内容

## 1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止

### (1) 長時間労働、過重労働にかかる監督指導

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施します。

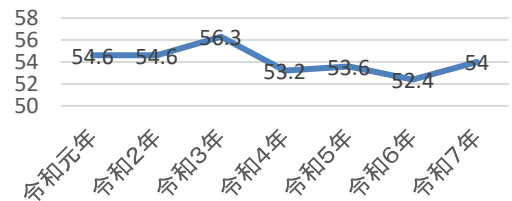


### (2) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

健康確保対策推進のため下記の取組みを重点に進めていきます。

- ① 過重労働による脳・心臓疾患の発症を防止するため、医師による面接指導などの健康管理対策の指導
- ② メンタルヘルス対策に対する指導
- ③ 化学物質による健康障害防止対策に対する指導
- ④ アスベスト、その他じん肺症、一酸化炭素中毒、熱中症、腰痛など職業性疾病対策に対する指導
- ⑤ 衛生管理体制の確立、健康診断及び事後措置等の徹底

#### 定期健康診断有所見率の推移 単位:%

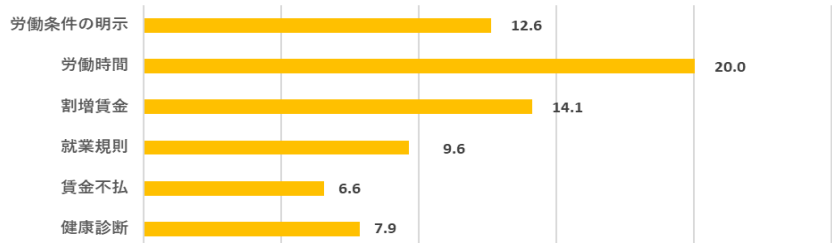


## 2 中小企業等の事業場に対する丁寧な対応を含めた一般労働条件確保・改善対策

### (1) 法定労働条件の確保等

監督指導、説明会等の各種行政手法を用い、基本的労働条件の枠組みの確立をはじめとする法定労働条件の確保に取り組みます。

定期監督等における主要違反事項 (令和7年) 単位%



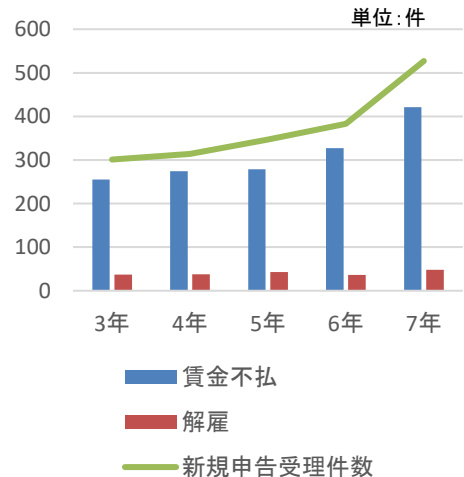
### (2) 懇切・丁寧な相談対応

- ① 来署される方、電話等でお問い合わせをされる方に対して、懇切丁寧な対応に努めます。
- ② 労働時間・支援コーナーでは、労働時間の削減に取り組む事業主の皆様の相談に様々な観点から応じます。
- ③ 総合労働相談コーナーでは、労使間のトラブル等について様々な御相談に対応するとともに、トラブル解決に向けたあっせん等の受付を行います。

### (3) 迅速・適正な申告処理

- ① 賃金不払、解雇等の労働基準法違反が疑われる事案について、労働者から申告があれば、事業主から違反の事実確認を迅速に行い、違反が認められた場合は是正するよう指導を行います。
- ② 企業倒産により、賃金の支払が受けられない労働者の救済を図るため、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営を図ります。

#### 新規申告受理件数の推移 単位:件



### 3 安全で健康に働くことができる環境の整備

#### (1) 死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策の推進

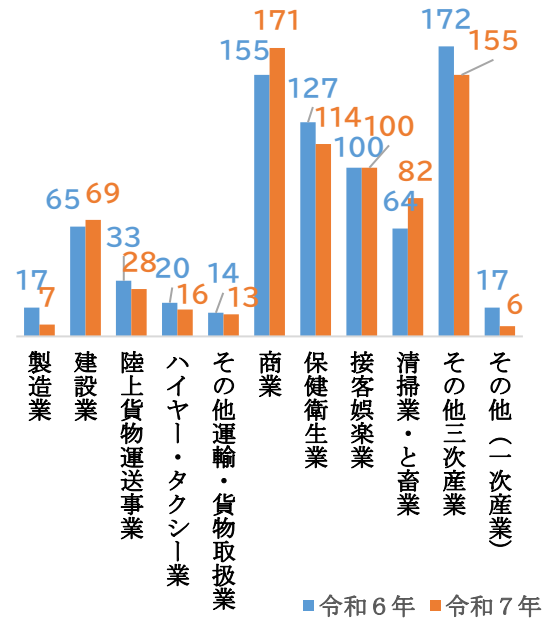
令和7年の休業4日以上死傷災害は、全業種で736人となり前年の784人から23人の減少となりました。

業種別では商業171人、保健衛生業114人、接客娯楽業100人、清掃・と畜業で82人、建設業69人の順となりました。

なお、死亡者数は0人となり、前年の5人から減少となりました。

令和8年度は第14次労働災害防止計画の4年目であり、計画目標達成のため下記の取組みを重点に進めていきます。

- ① 建設業における墜落災害防止対策の推進
  - ② 転倒災害など労働者の作業行動に起因する労働災害及び高年齢者の労働災害防止対策の推進
  - ③ 災害多発業種における労働災害防止対策の推進
- 【14次防目標値】死亡災害：期間中各年1人以下  
休業4日以上死傷災害：令和9年までに771人以下に減少



#### (2) 改正労働安全衛生法等の円滑な移行

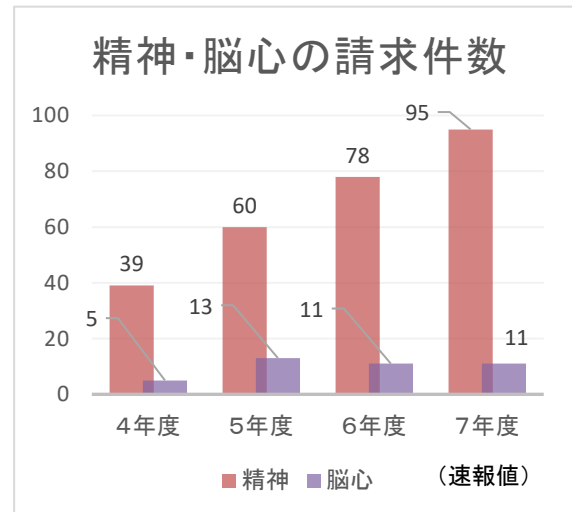
- ① 高年齢者の労働災害防止対策の推進  
「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づく取組の定着を図るため、あらゆる機会を通じて法改正の内容について周知を図る。
- ② 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

### 4 労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険は、業務上災害や通勤災害などで被災した労働者やその家族の生活を補償することを目的とし、労働者が安心して治療に専念し、早期に職場復帰ができることを目指す制度です。

そのため、次の事項について、積極的に取り組みます。

- ① 労災保険給付の迅速・適正な処理
- ② 脳・心臓疾患、精神疾患、アスベスト関連疾患、新型コロナウイルス感染症に係る請求の迅速・的確な処理を推進
- ③ 労働保険の未手続き事業一掃対策の推進
- ④ 労働保険料未納事業場に対する納入督促
- ⑤ 不正受給の防止
- ⑥ 労災かくしの排除



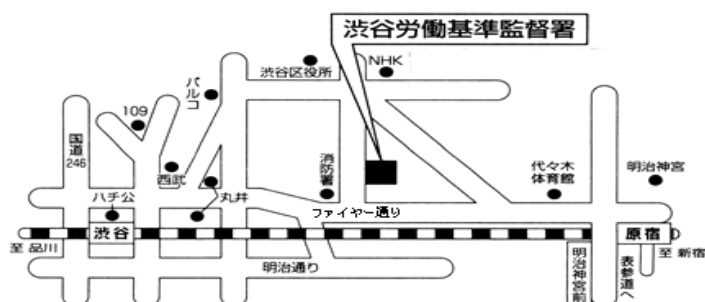
### 5 最低賃金制度の適正な運営

最低賃金の履行確保、賃金引上げ等に向けた環境整備、最低賃金額の改定については、使用者団体、労働者団体及び地方公共団体等の協力を得て、使用者・労働者等に周知徹底を図ります。また、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等に対して、重点的に監督を行うこととします。

最低賃金（東京都最低賃金）は、令和7年10月3日から時間額1,226円

## 《労働基準監督署への主な届出・報告一覧》

- ①新しく会社を設立し労働者を一人でも雇用する場合、移転などの場合に届出が必要なもの  
適用事業報告(様式第23号の2)  
労働保険関係成立届(様式第1号)、労働保険名称・所在地等変更届(様式第2号)  
届出には登記簿の写し等、事業場の所在地が確認できるものが必要です。  
労働保険概算保険料申告書(様式第6号)  
※新しく雇った労働者に対しては「労働条件通知書」を交付して労働条件を明示してください。  
賃金は、最低賃金額を下回って、定めることはできません。また、「雇入れ時の健康診断」を実施してください。
- ②毎年、届出が必要なもの  
労働保険の年度更新手続  
各種健康診断結果報告  
一般定期健康診断については、常時50人以上の労働者を使用する事業場が対象となります。  
なお、労働者数に関係なく、1年以内に1回定期健康診断を実施し、結果を本人に通知してください。
- ③労働時間についての届出  
時間外・休日労働に関する協定届(様式第9号)  
1年単位の変形労働時間制に関する協定届(様式第4号)
- ④業務上の災害が発生したら(重大な事故が発生したら、直ちに報告してください。)  
労働者死傷病報告書  
休業日数1日から3日の場合  
休業日数4日以上の場合  
治療にかかった病院が労災指定病院の場合  
療養補償給付たる療養の給付請求書(様式第5号)を病院に提出  
治療にかかった病院が労災指定病院でない場合  
療養補償給付たる療養の費用請求書(様式第7号)を労働基準監督署に提出  
療養のため労働ができず賃金を受けられない場合  
休業補償給付支給請求書(様式第8号)
- ⑤通勤災害が発生したら  
治療にかかった病院が労災指定病院の場合  
療養給付たる療養の給付請求書(様式第16号の3)を病院に提出  
治療にかかった病院が労災指定病院でない場合  
療養給付たる療養の費用請求書(様式第16号の5)を労働基準監督署に提出  
療養のため労働ができず賃金を受けられない場合  
休業給付支給請求書(様式第16号の6)
- ⑥10人以上の労働者を使うようになった場合に届出が必要なもの  
就業規則(賃金規程など別規程含む。)を作成し、届け出る必要があります。  
就業規則の内容を変更したときも届出が必要になります。  
なお、いずれの場合も労働者代表等の意見書を添付する必要があります。
- ⑦50人以上の労働者を使うようになった場合に届出が必要なもの  
産業医選任報告  
医師免許証の資格証など産業医の資格を有することを証する書面の写しを添付してください。  
衛生管理者選任報告  
衛生管理者の資格証の写しを添付してください。  
安全管理者選任報告  
(製造業、建設業、林業、運送業、清掃業、旅館業、各種商品小売業等の場合)  
定期健康診断結果報告書(様式第6号)  
安全・衛生委員会を設けて、職場の環境等について、労使で話し合う機会を持ってください。



渋谷労働基準監督署  
〒150-0041 渋谷区神南1-3-5  
渋谷神南合同庁舎  
TEL(ダイヤルイン)  
方面 03-3780-6527  
安全衛生課 03-3780-6535  
労災課 03-3780-6507